

国民健康保険：海外療養費の支給制度について

国民健康保険の被保険者が病気やケガで海外の医療機関で治療を受けた場合、一定の条件を満たせば国民健康保険が適用され、帰国後の請求に基づいて支払った医療費の一部が海外療養費として支払われます。

【支給される範囲】

支給が受けられるのは、その治療が日本国内の保険診療として認められた治療である場合です。次のような場合は除かれます。

1. 保険のきかない診療、差額ベッド代。
2. 美容整形。
3. 高価な歯科材料や歯列矯正。
4. 治療を目的に海外へ行き治療を受けた場合。（心臓・肺等の臓器の移植）
5. 自然分娩も保険医療対象外。
6. 交通事故やけんかなど第三者行為や不法行為に起因する病気・けが。

【支給される金額】

海外の病院等での治療費は各国によって異なります。海外療養費の額は、日本国内での同様の病気やけがをして国民健康保険で治療を受けた場合を基準にして決定します。（標準額） また、支給額算定の際には、支給決定日の外国為替換算率（売レート）が用いられます。

実際の医療費が、日本国内での保険診療費より低い場合

支給額　：　実際の医療費－（実際の医療費　×　一部負担割合）

実際の医療費が、日本国内での保険診療費より高い場合

支給額　：　日本国内での保険診療費（日本国内での保険診療費　×　一部負担割合）

【申請窓口】

ご加入の市区町村・国保組合へ申請します。

【申請および支給までの手順】





1. 国外に行く前に、市役所または支所等の窓口で「診療内容明細書」「領収明細書」の用紙を受け取り、国外に携帯してください。
2. 海外で疾病にかかった場合、治療費の全額を医療機関に支払い、領収書を受け取ります。「診療内容明細書」「領収明細書」を医師に記入してもらい、受け取ります。なお、月をまたがって受診した場合、**1ヵ月単位で作成**してもらってください。（用紙はコピーしてください）
3. 帰国後、必要書類を持参し、海外療養費の申請をしてください。
4. 国保連合会で書類を審査し、日本国内で同様の治療をした場合にかかる保険診療の範囲内で支給額を決定します。
5. 支給は、申請月から**2ヵ月後の月末までに**世帯主の口座へお振込みいたします。

請求期限　治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です

【必要書類】

1. 療養費支給申請書（申請窓口で記載していただく書類です。）
2. 診療内容明細書：診療内容等がわかる医師の明細書。
3. 領収明細書（医科、調剤・歯科用）：内訳がわかる領収書。
4. 診療内容明細書と領収明細書の**日本語訳文**。（翻訳者の住所・氏名が記載され、押印されているもの。）
5. 海外の医療機関に全額治療費を支払った領収書。（原本）
6. 国民健康保険の被保険者証
7. 海外で治療を受けられた方のパスポート
8. 世帯主の印鑑。（朱肉を使うもの。）
9. 世帯主の銀行口座がわかるもの。（郵便局以外の口座）

添付書類等のダウンロードができます。

診療内容明細書  [\(PDFファイル\)](#)
領収明細書 医科、調剤  [\(PDFファイル\)](#) 歯科  [\(PDFファイル\)](#)
国民健康保険用国際疾病分類表  [\(PDFファイル\)](#) 書類作成の際、傷病名等を記載するための参考資料です。

海外で治療を受けられる際には、医療機関に、上記の書類を提出していただき、治療内容の明細や支払われた医療費等の明細を記入してもらってください。

※翻訳者が記載する書類です。翻訳を個人で行う場合は、下記の様式を使用し提出してください。

診療内容明細書 翻訳用  [\(PDFファイル\)](#)
領収明細書 翻訳用 医科  [\(PDFファイル\)](#) 歯科  [\(PDFファイル\)](#)

日本語への翻訳業務について、ご相談がある方は国民健康保険中央会まで、お問い合わせ下さい。

(問い合わせ先) 国民健康保険中央会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 全国町村会館内
TEL.03-3581-6821 (代) FAX.03-3581-0002 (代)

【注意事項】

○一部負担金割合は、日本国内での受診と同じで下記のとおりです。

平成14年度10月診療分から

- ・一般被保険者 : 標準額の7割
- ・退職者被保険者（本人） : 標準額の7割
- ・退職者被保険者（家族）入院 : 標準額の7割
- （家族）外来 : 標準額の7割
- ・前期高齢者 : 標準額の7割または9割（18年9月診療までは8割）
- ・3歳未満児 : 標準額の8割

- 海外の医療機関で「診療内容明細書」「領収明細書」をもらうのに費用がかかる場合も考えられますが、その費用は申請者の負担となります。
- 必要に応じて民間の海外旅行損害保険等にも加入しましょう。
- 海外の場合、日本国内と同じ病気・けがでも、国や医療機関によって請求金額が大きく異なります。
- 民間の旅行保険等から治療費（保険金）が支給される場合でも、海外療養費の支給額を減額することはありません。